

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1860号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
様式第1 退職手当支給請求書 年 月 日付けをもって退職しましたので、職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定により退職手当を請求します。 (任命権者) 様 年 月 日 退職時の所属 退職時の職名 郵便番号 ふりがな 現住所 (送金先) 氏 名 (職員死亡の場合) 職員との続柄 ふりがな 遺族の氏名 (略)	様式第1 退職手当支給請求書 年 月 日付けをもって退職しましたので、職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定により退職手当を請求します。 (任命権者) 様 年 月 日 退職時の所属 退職時の職名 郵便番号 ふりがな 現住所 (送金先) 氏 名 ㊞ (職員死亡の場合) 職員との続柄 ふりがな 遺族の氏名 ㊞ (略)
様式第1の2 退職勸奨の記録 (略) 作成者の職名及び氏名	様式第1の2 退職勸奨の記録 (略) 作成者の職名、氏名及び印 ㊞

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。